

科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 31 日現在

機関番号：12601
 研究種目：挑戦的萌芽研究
 研究期間：2011年度～2012年度
 課題番号：23652002
 研究課題名（和文）自由論に基づく、家族の全く新たな哲学的基礎づけの試み
 研究課題名（英文）A new approach to establish a philosophical foundation for the notion of the family on the basis of the theory of freedom
 研究代表者
 高山 守（TAKAYAMA MAMORU）
 東京大学・大学院人文社会系研究科・教授
 研究者番号：20121460

研究成果の概要（和文）：家族の形態は歴史的に変容し、現在もそのただなかにあるが、しかしまずは、近代家族の典型形態であるいわゆる核家族に焦点を当てて、その哲学的人間論的な意味を捉え、家族の原理的な基礎付けを行なった。その際の基本的な観点は、徹頭徹尾選択可能性において成立する人間の根底的自由であり、また、現象学的視点における「意味の病」としての精神病理・自殺、さらには、二十世紀デモクラシーの根本的パラドクスである。

研究成果の概要（英文）：The form of the family has undergone a historical transformation, and is undergoing now. We focused on the so-called nuclear family which is the model of the family form in modern times, exploring its profound significance for human life and seeking to lay the philosophical foundation of the family. The basic subjects this research has tackled are 1) freedom of humans which is understood as a possibility of choice, 2) psychopathology and suicide as "the illness of the meaning" in the phenomenological perspective, and 3) the basic paradox of the democracy in the 20th century.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
交付決定額	2,800,000	840,000	3,640,000

研究分野： 人文学

科研費の分科・細目： 哲学 ・ 哲学・倫理学

キーワード： 自由、家族、政治思想史、ドイツ哲学

1. 研究開始当初の背景

欧米そして日本において、「標準世帯」といわれる「核家族」の形態が大きく変容しつつあり、「家族」の意味が根本的に問い直されているという状況が、本研究の背景である。

2. 研究の目的

こうした状況下、あえて「核家族」という家族形態に焦点を合わせ、哲学的自由論、現象学、政治思想という学問領域を密接に関連させつつ、人間に

とっての「家族」の根本的な意味を新たに捉え返すことが、本研究の目的である。

3. 研究の方法

本研究は、基本的に、近現代の関連主要文献の読解に基づく。ただ、発展的試みとして、医療・看護、東日本大震災の現場でのデータ・資料の哲学的・政治学的分析も取り入れた。

4. 研究成果

人間が単なる動物ではなくまさに人間であるのは、自由だからである。この人間の人間としての根本性格が、家族なるものの形成と密接不可分なのではないか。換言すれば、家族の形成もまたこの人間の根本性格(自由)に依拠しているのではないか。こうした家族と人間(自由)との本質的連関の解明が本研究の目標であり成果である。

したがって、まず明らかにすべきは、人間が自由であるということの内実である。通常それは、何の問題もなく、選択の可能性があると捉えられる。選択肢A、Bのいずれをも自ら選ぶことができるということ、これが自由である、と。しかし、実は、この自由了解を堅持するのはなかなか難しい。というのもそれには、おおむね次の三つの難問が突きつけられるからである。すなわち、1)選択可能性が完全に遮断された状況でも、われわれは自由でありうる。つまり、選択可能性と自由とは本質的に無関係である(ハリヤー・G・フランクフェート)。2)選択肢を選択する際の根拠が見いだせない。自由は結局偶然性に解消する(ピーター・ヴァン・インワーゲン)。3)世界の必然性(因果必然性・法則的必然性)に鑑みて、そもそも選択可能性などということ自体が存立しえない(多くの非両立論者)。

しかし、これら諸主張は論駁可能である。すなわち、1)たとえば、殺人抑制という選択肢が完全に遮断された状態での殺人は、たとえそれが自らの欲求によるものであっても、その責任は問えない、つまり、それは自由な行為ではないし、2)選択の根拠は明確に「私」であり、3)世界の必然性は、決して因果必然性ではなく、法則必然性なのであって、それは、非法則性つまり自由と問題なく両立可能である。

こうして、自由の内実を当初の素朴な了解へと引き戻すことができる。自由とは、選択可能性において成立する。

さて、そうであるとするならば、私たちは自由な人間として、原理的に相対する二つの選択肢(最終的には通常二つに収斂しよう)を自らのうちに抱えることになる。その際、この選択肢は、いずれもが、自由な私たち自身(「私」自身)のあり方にほかならない。なぜなら、「私」と無関係なあり方が選択肢として浮上することはないからである。つまりそこには、相対する二つ

の「私」のあり方、あるいは二人の「私」が存在しているのである。そうしたなかで、「私」は、一方の「私」を選択し、生きる。こうして、「私」が自由な存在として選択可能性のうちに生きるということは、相対する二人の「私」のただなかを生きるということにほかならない。

核家族の核である夫婦とは、こうした人間としての原理的なあり方の現実化あるいは客観化と見ることができるのではないか。これが、研究代表者・統括者である高山守のとりあえずの結論的視点である。二人の「私」のただなかを生きるというこの視点の展開のため、高山は、比較的若い世代の多様な形態の家族(夫の在外家族、パッチワークファミリー、母子家族、国際婚家族、専業主婦家族、共働き家族等)また、外国人家族、ろう者の家族などと緊密に接し、人間関係の読み取りに努めた。

榊原哲也は、平成23年度は、自由の問題を、現象学的哲学の立場から、とりわけ「ケア」という視点において捉え返し、「家族」の問題に取り組んだ。そのために、まずもって、従来の現象学的ケア理論を概観するとともに、「自殺に傾く人」とその家族との関係について、若干の現象学的考察を行った。その結果、「自殺の危険の高い人の家族」には、①親自身も自分の親(子どもにとって祖父母)から「十分に自立できていない」、②夫婦間に「深刻で柔軟性に欠ける関係」が存在する、③「親の意識的・無意識的な感情が子供に投影され、柔軟性に乏しい慢性的な親子間の葛藤がある」、④とくに母子間に極端な「共依存関係」が存在する、⑤全体として「柔軟性に乏しい家族のシステム」が存在する、といった特徴があり、これらが家族的な「背景的意味」を形成していることが明らかとなった。また、この研究との関連で、「不安障害」に関する若干の現象学的考察も行った。

平成24年度は、平成23年度の成果を踏まえ、一方で精神病理を現象学的観点から「意味の病い」として捉える試みを行うとともに、他方では、慢性疾患を抱えた患者を個として、しかも家族と地域で支えながらケアするための視点を、ベナーの現象学的看護論の観点から考察した。さらに、そこから基礎的考察に立ち戻り、ベナーの現象

学的看護理論のベースにある現象学的人間観に欠けていると思われる「志向性」という観点を、フッサール現象学の「意志」と「行為」の「志向性」に関する分析によって補う詳細な考察も行った。この考察は、看護実践を具体的に念頭に置きつつなされたが、その要点は以下のとおりである。

看護実践においては、患者が看護師にどのような意味を帯びて出会われるか、というその現出、すなわち看護師によって患者の身振りや声の調子、表情などのうちに見て取られた意味や意志から触発されて、ケアの営みが発動する。その際、確かに意味を帯びた患者の現出に「引き寄せられる」ようにして看護行為が発動するが、そこに能動的な志向的意志が働いている点を見逃してはならない。しかもこの志向的意志は、看護師としてこれまで積み重ねてきた知識と技能による「私はできる」という能力性に支えられ、それによって患者のより良き状態という「目的」が（漠然とではあれ）先取りされる。そしてこの未来のあるべき状態への意志が、「私はなす」という「行為」によって徐々に実現されていく。しかもこの〈行為しつつ意志すること〉においては、先取りされた患者のより良き状態を志向しつつ、行為によって実現された状態をそのつど知覚することで、「なお実現されるべき」出来事の全体に向けての意志が、そのつど修正されたり更新されたりしながら生まれてくる。また逆に、目指すべき事態への意志によって、すでに実現された事態が意味づけられる。こうして、先取りされた患者のあるべき状態が成し遂げられたと意識されるまで、看護実践が続けられるのである。

このような力動的な志向性の働きは、看護実践のみならず、ケアの営み全般に見いだされ、家族におけるケアの営みを考える際にもまちがいに重要である。「萌芽的」研究である本研究において、その考察の端緒を見いだした。

杉田孝夫は、自由の問題を政治学的な領野に取り込み、個人・家族・国家という視点から捉え返した。それは、一つのパラドクスをめぐる論究でもある。すなわち、国民国家の福祉国家化は、家族の保護機能を相対的に弱め、個人と国家が直接的に対峙するようになるとき、家族は個人にとって己を生

み出したものであるにもかかわらず、己の自由を制約するものとしてだけ目に映じてくる。しかし個々人の個別的自由の生成の基体である家族に対する評価と役割期待が低下し、国家の個人に対する普遍的な役割期待だけが強化されていくなれば、個人の自由の個別かつ多様な現れが規制されるという逆説を生み出すこととなる。これは、二十世紀のデモクラシーが経験したパラドクスである。このパラドクスから目をそむけることなく、個人を家族と市民社会と国家のトライアングルのなかにおいて、自らの自由の位相を反省的に見直すとき、家族の新たな可能性が見えてくるのである。震災経験の中で見えて来た家族と自由をめぐる問題はこうした20世紀的問題状況を改めてわれわれの心に反芻させた。この二年間の杉田の研究はこのように条件付けられて進められた。

まず23年度は、日本哲学会第70回大会シンポジウム「現代における家族／親密圏」における提題報告「ドイツ観念論における「家族」観と自由」2011年5月15日、於東京大学安田講堂（「ドイツ観念論における「家族」観と自由」『哲学』（日本哲学会編・発行）第62号、知泉書館発売、2011年4月、57頁—71頁）において、これまでの研究成果が総括的に報告され、今後の出発点を確認された。

続く24年度において、杉田は、家族および福祉の思想史研究の基礎的作業として、二つの文献の翻訳を行なった。一つは福祉の概念史（“Wohlfahrt, Wohltat, Wohltätigkeit, Caritas” in: *Geschichtliche Grundbegriffe: Historisches Lexikon zur politisch-sozialen Sprache in Deutschland*, Band 7, Stuttgart, 1992, SS.595-636）の翻訳である。その最初の三分の一がモハメド・ラッセム著（杉田孝夫・田崎聖子共訳）「福祉の概念史」(1)『生活社会科学研究所』（お茶の水女子大学生活社会科学研究所編）第19号、2012年10月、59-73頁）である。残り(II)(III完)は同誌20号、21号に掲載予定である。

もう一つは近代の家族と性差のイデオロギーの起源を考えるための古典テクストであるヴィルヘルム・フォン・フンボルトの性差論 *Ueber den Geschlechtsunterschied und dessen Einfluss auf die organische Natur*, 1795 を訳出した（ヴィルヘルム・フォン・フンボルト

著(菅野健・杉田孝夫共訳)「性差およびその有機的自然に及ぼす影響について」『ジェンダー研究』(お茶の水女子大学ジェンダー研究センター編)16号、2013年3月、75-93頁)。続編 Ueber den männliche und weibliche Form, 1795 の翻訳は同誌 17号に掲載予定である。

震災後の状況の中で家族と自由を考えることは、いやおうなく被災地の現場における家族と自由の問題に目が向くこととなった。被災地の人びとがどのように自分の生活を再建し、つまり傷つき失われた家族の絆をどのように再生させていこうとしているのか、そして地域を復旧・復興させていこうとしているのかを見、聞き、考察することによって、家族と市民社会、国家、市場との関係が見えてくるように思われる。この問題は、現在執筆中の論考「家族と市民社会」および毎年現地調査の経過報告を今後十年間重ねてながら進める継続的考察「南三陸ノート」における主要な視点の一つとなっている。

また今自分が生活している生活空間の中での自分と家族とそれを取りまく地域生活そして市民社会との関係を反省的に見つめ直す必要が生まれてきた。「ポスト・ベッドタウンシステムの条件—埼玉県三郷市を事例に—」(福永文夫・雨宮昭一・獨協大学地域総合研究所編『ポスト・ベッドタウンシステムの研究』丸善プラネット、2013年3月、19-52頁)はそうした自己の生活空間に対する反省から生まれたものである。

挑戦的萌芽研究としての本研究は、過去を基礎にする思想史研究から始まり、震災を機に、その都度の現在を検証する調査研究の視点とフィールドを発見し、二つの研究作業を往還しながら遂行され、家族と自由の問題を政治哲学的に検討していく足場が獲得された。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計6件)

- ① 榊原哲也、ケアの志向性—フッサールからのアプローチ—、査読無、論集、36巻、2013、18-37
- ② 杉田孝夫、南三陸ノート (1)、査読無、地域総合研究、2013、119-131

③ 杉田孝夫、1812年法論と1813年国家論のテクスト問題—フィヒテ法政治論のテクストとコンテクスト—、査読無、フィヒテ研究、20巻、2012、74-85

④ 杉田孝夫、ヴァイツゼッカーと戦後ドイツにおける「和解」の政治哲学 (1)、査読無、ぷらくしす、14巻、2012、11-21

⑤ 榊原哲也、「生きる意味」を支えるもの—「自殺に傾く人」へのケアについての現象学的一考察—、査読無、論集、30巻、2012、34-47

⑥ 杉田孝夫、ドイツ観念論における「家族」観と自由、査読無、哲学、62巻、2011、57-71

[学会発表](計8件)

① 高山守、必然性・偶然性・自由—「客観的論理学」から「主観的論理学」へ—(招待講演)、2012年6月16日、北里大学

② 榊原哲也、患者を個として見るとはどういうことか—地域と個に根ざした包括的ケアへの現象学からのアプローチ—、日本赤十字社医療センター教育講演会(招待講演)、2013年03月27日、日本赤十字社医療センター

③ 榊原哲也、The Intentionality of Caring - A Husserlian Approach、The 7th BESETO Conference of Philosophy、2013年1月5日、Seoul National University, Seoul, Korea

④ 榊原哲也、病いの意味/意味の病い—現象学からのアプローチ—、「京都精神病理サークル」第19回研究会(招待講演)、2012年11月12日、京都大学医学部附属病院

⑤ 高山守、因果論の超克—自由論の成立に向けて—、日本ヘーゲル学会(招待講演)、2011年12月18日、神奈川大学

⑥ 榊原哲也、Phenomenological Research of Nursing and Its Method、Phenomenology as Bridge between Asia and the West Conference “Phenomenology and the Other Disciplines”(招待講演)、2011年5月24日、Saint Louis University, Saint Louis, USA.

⑦ 榊原哲也、「不安・抑うつ」の臨床哲学—現象学の視点から—、第4回日本不安障害学会学術大会(招待講演)、2012年2月5日、早稲田大学国際会議場

⑧ 杉田孝夫、ドイツ観念論における「家族」観と自由、日本哲学会(招待講演)、2011年5月15日、東京大学安田講堂

〔図書〕（計 1 件）

①高山守、自由論の構築－自分自身を
生きるために－、東京大学出版会、
2013、220

〔産業財産権〕

○出願状況（計 0 件）

○取得状況（計 0 件）

〔その他〕なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

高山 守 (TAKAYAMA MAMORU)
東京大学・大学院人文社会系研究科・
教授
研究者番号：20121460

(2) 研究分担者

榊原 哲也 (SAKAKIBARA TETSUYA)
東京大学・大学院人文社会系研究科・
教授
研究者番号：20205727

杉田 孝夫 (SUGITA TAKAO)
お茶の水女子大学・大学院人間文化創
成科学研究科・教授
研究者番号：40206412

(3) 連携研究者 なし